

## 地域おこし協力隊マネジメント業務仕様書

### 1. 委託業務名

地域おこし協力隊マネジメント業務

### 2. 委託事業の経緯、目的及び概要

令和5年度より「かすみがうら市地域力創造推進プロジェクト」の企画・運営について、民間事業者へ業務を委託するにあたり、行政と密に連携したうえで、地域内で地域課題解決に向けた活動を担える人材の確保が必要である。

本業務では、地域おこし協力隊員として当該人材の募集、雇用、育成、活動管理及び支援等に関する業務を、民間事業者（以下、「受託者」とする。）へ委託するものである。なお、本委託事業において、かすみがうら市（以下、「委託者」とする。）と地域おこし協力隊員との間に、指揮監督関係や任用関係は無いものとする。

### 3. 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで

### 4. 業務実施場所

かすみがうら市内全域

### 5. 委託事業の内容

受託者は、「かすみがうら市地域おこし協力隊設置要綱」および、「かすみがうら市地域おこし協力隊事業受入団体業務委託要領」に基づき、以下の事業を実施する。なお、事業実施にあたり、受託者は委託者と密接に連携を図り、事業を円滑に推進できるよう、必要に応じ委託者と打合せ等を実施するとともに、打合せ記録簿等を整備するものとする。

#### (1) 地域おこし協力隊員の募集

受託者は「かすみがうら市地域力創造推進プロジェクト」を実施することを広報するとともに、その関係業務を担う地域おこし協力隊員を募集する。

#### (2) 地域おこし協力隊員の選定及び雇用等

- ・受託者は、応募者の中から地域おこし協力隊員として適任と判断する者を、委託者と協議のうえ、選定し令和5年度中に3名雇用等をする。
- ・地域おこし協力隊の委嘱期間は1年以内とし、年度を越えないものとする。ただし、受託者・地域おこし協力隊・委託者の三者協議により、最大3年まで再任ができるものとする。

#### (3) 地域おこし協力隊の活動管理・支援

## 別紙 1 - 3

かすみがうら市地域おこし協力隊事業受入団体業務委託要領第 3 条第 2 項に定める支援活動を行う。

### (4) 地域おこし協力隊員の研修・育成

受託者による座学研修や OJT 研修、先進自治体への視察研修、総務省による初任者研修等を通じて、雇用等した地域おこし協力隊員の育成を図る。

### (5) 地域おこし協力隊員の活動管理・支援

「7 受託者が雇用等する地域おこし協力隊員の活動内容」に記載されている地域おこし協力隊員の活動の管理・支援、住居等の生活環境整備を実施する。

### (6) 地域おこし協力隊員の退任後の自立支援および継続雇用等の推進

地域おこし協力隊の任期終了後も当該人材が本市に定着できるよう、自立支援または受託者企業での継続雇用等が行われるよう努める。

### (7) 地域おこし協力隊員の報償費等の支給

地域おこし協力隊員に対して、報償費等及び必要に応じ活動に要する経費を支給する。また、支給方法及び報償費等の額については、受託者が委託者と協議のうえ決定する。

### (8) 実施計画書及び、事業実施結果報告書の提出

「かすみがうら市地域おこし協力隊事業受入団体業務委託要領」に基づき、かすみがうら市地域おこし協力隊事業実施計画書（様式第 1 号）および、かすみがうら市地域おこし協力隊事業実施結果報告書（様式第 3 号）を作成しかすみがうら市長に提出する。

## 6. 受託者が雇用等する地域おこし協力隊員の要件

- (1) かすみがうら市地域おこし協力隊設置要綱を遵守できる者
- (2) 委託者が、広報紙や市ホームページ等で、氏名や地域おこし協力隊員としての活動内容等を公表することについて、同意する者

## 7. 受託者が雇用等する地域おこし協力隊員の活動内容

・受託者が雇用等する地域おこし協力隊員は、「かすみがうら市地域おこし協力隊設置要綱」第 4 条の各号に定める業務に従事する。ただし、本事業においては、以下項目を具体的な活動内容とし、受託者の支援の下で活動を実施する。

- (1) 空き物件等の利活用に関すること。
- (2) 起業創業、空き家、移住者支援等相談業務などの地域活動の促進に関すること。
- (3) 市内事業者の事業拡大及びふるさと納税寄附金額の増加に関すること。

## 8. 委託対象経費

- (1) 地域おこし協力隊員募集・選考に要する経費（消費税及び地方消費税を含む）
  - ① 資料の作成や印刷、ホームページの作成に要する経費
  - ② 募集・選考に関する広報、事務に要する経費

## 別紙1－3

- ③ その他市長が隊員の募集・選考のため必要と認める経費
- (2) 地域おこし協力隊員の報償費等に要する経費（消費税及び地方消費税を含む）
  - ① 報償費等（期末手当等の各種手当を含む。）
- (3) 地域おこし協力隊員の活動に要する経費（消費税及び地方消費税を含む）
  - ① 隊員の指導及び支援に要する事務経費
  - ② 隊員の活動に要する消耗品費
  - ③ 隊員の研修に対する研修先への謝金
  - ④ 隊員が参加する研修プログラムに係る受講費及び旅費
  - ⑤ 地域が主催する行事等に協力するために必要となる物品の購入費
  - ⑥ 隊員が利用する備品等のリース料
  - ⑦ 隊員が活動に使用する自動車等の借上料
  - ⑧ 隊員の活動に対する賃金
  - ⑨ 隊員が定住に向けて必要となる環境整備に要する経費
  - ⑩ その他地域おこし協力隊の活動に必要と認められる経費

### 9. 委託料の支払い

- (1) 受託者は、委託業務の完了前に、委託業務に必要な経費を委託者に請求することができる。この場合において、委託者は当該請求に対して、支払うことが適当であると判断したときは、概算払いを行うことができる。受託者は、委託者からの概算払いを受けるために委託業務に必要な経費を明確に示さなければならない。
- (2) 委託者は、委託料の概算払いを必要があると認められる場合において受託者と協議により決定するものとする。
- (3) 委託業務が行われた各年度終了後に、委託者は受託者より受領した過年度実施分の報告書の審査を行うとともに、必要に応じて受託者に対して委託業務に要した経費の証ひょう、帳簿等の調査を行うことができる。委託者の求めに応じて、受託者は速やかな証ひょう、帳簿等の提出をはじめとした、適正な調査対応を行わなければならない。
- (4) 受託者が(1)の規定により、概算払を受領している場合であって、当該概算払いの合計額が年度実績額を超えている場合には、受託者は、委託者の指示により、その超える額を委託者に速やかに返還しなければならない。

### 10. その他

- (1) 本仕様書に明記されていない事項については、「かすみがうら市地域おこし協力隊設置要綱」、「かすみがうら市地域おこし協力隊事業受入団体業務委託要領」及び、別紙1「かすみがうら市地域力創造推進プロジェクト運営業務委託仕様書」に基づき事業を実施し、

## 別紙 1 - 3

疑義を生じた場合は、委託者と協議し指示を受けるものとする。

- (2) 委託業務を円滑かつ適正に進めるため、打ち合わせ協議は、必要に応じてその都度行う。